

# 医療法人社団ふらの西病院訪問リハビリテーション運営規定

## (事業の目的)

第1条 医療法人社団が開設するふらの西病院が行う指定介護訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「当事業者」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条 理学療法士、作業療法士が、要介護または要支援と認定された利用者に対し、適正な指定介護訪問リハビリテーションサービス、指定介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 介護保険法の基本理念が具現されるように配慮するとともに、市町村及び地域との結びつきを重視し保健・医療・福祉サービスとの連携をとりながら、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、利用者の居宅において、リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持・向上と共に生活機能の維持・向上を目指すものとする。

## (名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団ふらの西病院（訪問リハビリテーション）
- (2) 所在地 富良野市桂木町2番77号
- (3) 電話 0167-23-6600
- (4) FAX 0167-22-3508
- (5) 事業所番号 0113010938

## (職員の職種及び定数)

第5条 この事業所には次の職員を置く。ただし、必要に応じて職員を増員又は臨時の職員をおくことが出来る。

- (1) 管理者 松田 英郎
- (2) 理学療法士 **非常勤** 3名  
作業療法士 **非常勤** 2名

## (職務内容)

第6条 理学療法士、作業療法士は医師の指示及び居宅介護支援専門員の方針に基づき、利用者の心身機能の維持・向上と共に生活機能の維持・向上を目指す訪問リハビリテーションの提供に従事する。

(営業日)

第7条 営業日は祝日を含む月～土曜日までとする。但し12月31日～1月3日・8月15日は休日とする。

(営業時間)

第8条 営業時間は月曜日～金曜日までは8:30～17:00まで、土曜日は8:30～12:30までとする。

(訪問リハビリテーションの提供方法)

第9条 指定介護訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションとともに、医師の指示書及び訪問リハビリテーション計画書に基づき、理学療法士、作業療法士が訪問し、在宅においてリハビリテーションサービスを提供する。

(訪問リハビリテーションの内容)

第10条 利用者に対する指定介護訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションの内容については、次の通りとする。

1. 医師の指示書に基づき、リハビリテーションを実施する。
2. 提供にあたっては、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。
3. 前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載したリハビリテーション計画を作成し、利用者又は利用者家族に対し説明、同意を得るものとする。
4. 利用者・利用者の家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(苦情・問い合わせへの対応方法)

第11条

1. サービス提供上での苦情、不明な点や疑問等に対して担当の介護支援専門員か事業所1階にあるリハビリテーション課（窓口担当 奈良 仁）にて迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、提供した訪問リハビリテーションに関し、介護保険法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供した訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

当施設における苦情申し立て窓口

リハビリテーション課 Tel 0167-23-6600

受付 8時30分～17時（月曜日～金曜日、祝日を含む）

8時30分～12時30分（土曜日、祝日を含む）

富良野市の苦情受付窓口

富良野市 介護保険課 介護保険係 Tel 0167-39-2255

受付 9時～17時（月曜日～金曜日、祝日は除く）

北海道国民健康保険団体連合会の苦情受付窓口

北海道公民健康保険団体連合会 介護保険課企画 苦情係 Tel 011-231-5175

受付 9時～17時（月曜日～金曜日、祝日は除く）

（個人情報の保護）

#### 第12条

1. 当施設および従業者は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持する。
2. 従業者は業務上知り得た利用者、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においても秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 当施設が得た個人情報を、施設内での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の承諾を得るものとする。

（虐待に関する事項）

#### 第13条

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（緊急時、事故発生の防止および発生時の対応）

#### 第14条

1. 緊急時の対応方法を主治医、利用者と確認して訪問リハビリテーションを開始することとする。また理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問リハビリテーション実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処理を行うものとする。主治医に連絡が困難なときは緊急搬送などの必要な処置を講じるものとする。

2. 当施設は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族・主治医に連絡を行うと共に必要な措置を講ずる。また原因を解明し、再発を防止するための体制を整備する。
3. 当施設はサービスの提供に伴って、当施設の責任により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。ただし、故意過失がない場合はこの限りではない。

(利用料金)

#### 第15条

1. 指定介護訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションを実施した際の利用料は、介護保険法の定めるものとし、利用者又は利用者家族から受け取るか、病院窓口で支払いを受けるものとする。

(訪問リハビリテーション費) **308** 単位／回 週に6回を限度とする

(介護予防訪問リハビリテーション費) **298** 単位／回 週に6回を限度とする  
(利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合)

介護予防訪問リハビリテーション費から**30** 単位減算／回

(事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合)  
訪問リハビリテーション費・介護予防訪問リハビリテーション費から**50** 単位減算／回

(サービス提供体制強化加算Ⅰ) **6** 単位／回

(認知症短期集中リハビリテーション実施加算 退院日又は認定日から3月以内)  
**240** 単位／日

(短期集中リハビリテーション実施加算 退院日又は認定日から3月以内)  
**200** 単位／日

(介護予防短期集中リハビリテーション実施加算退院日又は認定日から3月以内)  
**200** 単位／日

(介護予防訪問リハビリテーションを開始した起算して12月を超えた場合)  
**30** 単位減算／回

2. 利用料の支払いを受けたときは、その費用を記載した領収証を利用者へ交付するものとする。

(通常の事業実施地域)

第16条 通常の事業実施地域は、富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村の区域とする。(利用する曜日や時間帯・業務状況により、提供出来ない場合あり)

(その他)

第17条 指定介護訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーションを提供する病院は、質の保証ができるように次の業務体制を整備する。

1. 従業者の研修の機会を設け、資質の向上を図る。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又は利用者家族の秘密を保持する。
3. 従業者は、自身の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

附則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

平成20年3月3日 職員の職種及び定数を変更する。

平成22年11月17日 事業名称及び所在地、管理者、個人情報の保護、虐待に関する事項を追加、職員の職種及び定数、苦情・問い合わせへの対応方法、第18条1を変更する。

平成23年1月18日 第14条3を一部変更する。

平成24年3月29日 第5条(2)を一部変更する。

平成24年10月31日 第5条(2)、第11条を一部変更する。

平成26年11月4日 第5条(2)、第11条を一部変更する。

平成27年4月1日 第15条(1)を一部変更する。

平成28年10月25日 第3条・5条・6条・7条を一部変更する。

平成30年4月1日 第5条・7条・8条・11条・15条・16条を一部変更する。

平成30年8月1日 第16条を一部変更する。

令和元年10月1日 第15条を一部変更する。

令和3年4月1日 第5条(2)、第11条1、第15条を変更する。

令和4年4月1日 第5条(2)、第15条を変更する。

令和6年4月1日 第7条を変更する。

令和6年6月1日 第15条(1)を変更する。

令和7年4月1日 第5条(2)を変更する。